

雇用保険（基本手当）の受給に関するQ&A

～質問一覧～

【手続き前】
Q1 雇用保険（基本手当）の受給要件を教えてください。
Q2 退職した会社から離職票が届かない場合はどうしたらいいですか。
Q3 退職したが、現在働けない場合はどうしたらいいですか。
Q4 相談したいが、空いている時間帯はありますか。
Q5 65歳以上で退職した場合、もらえる雇用保険（基本手当）の日数が減るのは本当ですか。
【受給中】
Q6 雇用保険（基本手当）は手続きをしてからどのくらいで支給されるのでしょうか。
Q7 認定日当日、指定された時間に来所できないがどうしたらいいですか。
Q8 雇用保険（基本手当）受給中にアルバイトはしてもいいですか。
Q9 指定された認定日に来所できないがどうしたらいいですか。
Q10 再就職手当（就職祝い金）を受給したいがどうしたらいいですか。
Q11 雇用保険（基本手当）の受給をすると、年金はどうなるのでしょうか。
Q12 配偶者等の扶養家族となっているのですが、雇用保険（基本手当）を受給できるのでしょうか。

～質問への回答～

Q1 雇用保険（基本手当）の受給要件を教えてください。

雇用保険（基本手当）の受給資格は、原則として、離職前2年間に被保険者期間（※1）が12か月（※2）以上必要となります。（高年齢受給資格者（Q5参照）の場合は離職理由に関わらず離職前1年間に被保険者期間が6か月以上必要となります。）

ただし、倒産・解雇等の理由により離職した場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した場合は、離職前1年間に被保険者期間が通算して6か月（※2）以上必要です。

なお、離職前2年間（倒産・解雇等で退職された方や高年齢受給資格者の場合は1年間）の間に疾病、負傷、出産、育児などの理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を加えた期間（加算後の期間が4年間を超えるときは4年間が最長）により受給に必要な被保険者期間があるか判断します。

加えて、雇用保険（基本手当）の給付は、雇用の予約や就職が内定及び決定していない失業の状態にある方のみ支給されます。

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- ・積極的に就職しようとする意思があること。
- ・いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
- ・積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

このため、例えば次のような方は、受給することができません。

・妊娠、出産、育児や病気、ケガですぐに就職できない（※3）、就職するつもりがない、家事に専念、学業に専念、会社などの役員に就任している（報酬額次第では手続きができる場合がございます。）、自営業の方など。詳しくはハローワークまでご確認ください。

（※1）過去に基本手当（再就職手当等を含む。）の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが算定されることとなります。

（※2）離職日から1か月ごとに区切った期間に賃金が支払われた日数が11日以上ある月を1か月とします。また、このように区切るにより1か月未満の期間が生ずる場合、その1か月未満の期間の日数が15日以上あり、かつ、その期間内に賃金が支払われた日数が11日以上（または労働時間が80時間以上）あるときは、その期間を2分の1か月として計算します。

（※3）受給期間の延長申請ができる場合があります（Q3参照）。

Q2 退職した会社から離職票が届かない場合はどうしたらいいですか。

まずは会社に離職票を発行して欲しい旨申し出てください。それでも対応してくれない等お困りの場合は一度ハローワークにご相談ください。（場合によってはハローワークから会社に確認する手続きをとれる場合がございます。）

Q3 退職したが、現在働けない場合はどうしたらいいですか。

雇用保険（基本手当）を受給するためには、就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態、環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態にあることが必要です。

このため、病気やけが、妊娠、出産、育児などですぐに職業に就くことができない方は、雇用保険（基本手当）を受けることができません。

なお、雇用保険（基本手当）を受けることができる期間は、離職日の翌日から1年間に限られており、これを受給期間といいますが、離職日の翌日から1年以内に30日以上継続して職業に就くことができない場合は、受給期間の延長申請を行うことで、本来の受給期間1年に働けない日数を加えることができ（最大3年間）、職業に就くことができる状態になった後に、受給手続きができます。受給期間の延長申請に必要な受給期間の延長申請書につきましてはハローワークに様式がございますので、必要な旨申し出てください。（郵送でのお渡し可。）その他必要書類につきましては、ハローワークにお問い合わせください。

Q4 相談したいが、空いている時間帯はありますか。

例年4月から5月上旬にかけ、ハローワークは大変混雑します。

また、月曜日等の連休明けや雨・雪の日の翌日は混雑しますので、その他の曜日のご利用をお勧めします。特に、4月の第2月曜日、第3月曜日は、大変混雑します。その他の曜日のご利用をお願いいたします。

Q5 65歳以上で退職した場合、もらえる雇用保険（基本手当）の受給日数が減るのは本当ですか。

65歳の誕生日の前々日までに退職した場合は一般受給資格者として、離職時の年齢・雇用保険被保険者であった期間に応じて最大で90日から360日の雇用保険（基本手当）を原則4週間ごとにハローワークから指定させていただいた日（失業認定日）に求職活動をした上でお越しいただくことで、原則4週間分ずつ分割して受給できます。また、65歳の誕生日の前日以降で退職した場合は高年齢受給資格者として、雇用保険被保険者であった期間が1年以上の場合は50日分、1年未満の場合は30日分を一括で受給できます。

Q6 雇用保険（基本手当）は手続きをしてからどのくらいで支給されるのでしょうか。

雇用保険（基本手当）の受給手続きをした日から、原則として4週間に1回失業認定日（※）にハローワークへ来所いただき、失業していることの認定をして支給します。

なお、正当な理由のない自己都合による離職等により2か月（3か月）間の給付制限を受ける場合、給付制限期間が経過した後の認定日から支給となります。（ご来所いただいた失業の認定日の約7日後に、受給手続き時に指定いただいた口座に振込がされます。）

高年齢被保険者に対する求職者給付及び短期雇用特例被保険者に対する特例一時金は、受給手続きをした日から、2～4週間後の認定日に失業の認定をして支給します。

（※）失業認定日はあらかじめハローワークが指定します。

Q7 認定日当日、指定された時間に来所できないがどうしたらいいですか。

指定させていただいた時間に間に合わなかったとしても認定日の8：30～17：15までにご来所ください。
17：15を過ぎた場合は認定できませんのでご注意ください。

Q8 雇用保険（基本手当）受給中にアルバイトはしてもいいですか。

雇用保険（基本手当）の受給資格決定時に、次のいずれかに該当する期間中である場合は、実際に仕事をしていない日も含めて「就職」している期間とされますので、雇用保険（基本手当）を受給することはできません。

1. 雇用保険の被保険者となっている期間（原則週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用見込みがあるもの）
2. 契約期間が7日以上雇用契約において週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合、その契約に基づいて就労が継続している期間

なお、就職状態でなければ、受給手続きはできますが、仕事をした日は雇用保険（基本手当）の支給対象とならなかったり、収入額により減額される場合があります。

Q9 指定された認定日に来所できないがどうしたらいいですか。

面接に行くためや職業に就くため、その他やむを得ない理由等により来所できない場合は、認定日を変更することができます。

認定日変更ができるのは、次のような場合です。詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

- ・就職
- ・求人者との面接、選考、採用試験等
- ・各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ・ハローワーク等の指導により各種講習等を受講する場合
- ・働くことができない期間が14日以内の病気、けが
- ・本人の婚姻
- ・親族の看護、危篤または死亡、婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています）
- ・子弟の入園式・入学式または卒園式・卒業式への出席

なお、認定日の変更は、原則としてハローワークへ事前の申し出が必要です。変更にあたっては、証明書等の提出により変更事由の確認をしますので、必要な書類等については、ハローワークへお問い合わせください。

Q10 再就職手当（就職祝い金）を受給したいがどうしたらいいですか。

再就職手当は雇用保険（基本手当）のお手続きをしていただいた方が早期に安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、支給されるものです。

支給要件は、下記1から8までの要件を全て満たすことが必要です。

1. 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
2. 1年を超えて勤務することが確実であると認められること
3. 待期満了後の就職であること
4. 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月間については、ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職したものであること
5. 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと（資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含まれます。）
6. 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
7. 受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
8. 原則、雇用保険の被保険者資格を取得する要件を満たす条件での雇用であること

※ 1. の支給残日数については、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

Q11 雇用保険（基本手当）の受給をすると、年金はどうなるのでしょうか。

雇用保険（基本手当）を受給するための手続きをすると、65歳になるまでの雇用保険（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われ、雇用保険（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、雇用保険（基本手当）の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。

併給調整について詳しくは、日本年金機構の各年金事務所へお問い合わせください。

Q12 配偶者等の扶養家族となっているのですが、雇用保険（基本手当）を受給できるのでしょうか。

配偶者等の扶養家族であっても雇用保険（基本手当）の受給要件（Q1）を満たしていれば、雇用保険（基本手当）の受給は可能です。

ただし、雇用保険（基本手当）を受けていると扶養家族になれない場合がありますので、配偶者等の加入している健康保険組合又は勤務先の福利厚生担当へお問い合わせください。